

発議第1号「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を御説明させていただきます。

まず、こんげつ25日、厚生労働省は2021年人口動態統計の速報値を公表しました。人口自然減は初の60万人越えとなり15年連続の減少となりました。また出生率も6年連続で過去最少を更新し続けています。

そのもとで、少子化の進展、児童虐待の増大、ヤングケアラーなど、社会全体で子どもと、子育て世帯の支援を強める必要性が、今、社会的要請となっております。

その中において、医療保険制度の中では、唯一、国民健康保険制度だけが、世帯毎の保険料算出において、同一世帯の子どもお一人、お一人に均等割額（医療分19200円＋高齢者医療支援分5500円＝合計24700円※）を課してきました。

社会保険では考えられないような経済的負担を、世帯の経済状況を問わず、子どもの頭数に乗じて均等割を求めるというやり方には、全国知事会、全国市長会でも改善要望が政府に提出されております。

この度、国民的要望を受け、就学前の児童に対する均等割を半額にする制度改正が来年度、全国的に実現する運びとなりました。（※ $24700 \times 0.5 = 1万2350円$ ）

一方、就学後は全額の均等割が全てのお子さんに課せられ、就学時の負担増大と一体で家計を圧迫してしまいます。

したがって、今発議による条例改正をもって、3人以上の子どもを育てる世帯に対し、急激な負担増を回避し、可能な範囲で負担を軽減することをもって、子どもが多くいる多子世帯への支援及び、子どもの保健の向上を図るものです。

具体的には、お子さん3人、1番目は小学生、2番目・3番目が双子という世帯の場合、2番目、3番目のお子さんが未就学とすると、お子さん3人分の均等割は総額4万9400円（2万4700円＋1万2350円×2人分）となります。国の制度改定のままなら、2番目、3番目が就学した途端、7万4100円の負担増となってしまい

ます。そこで、発議による条例改正を加えることで、4万9400円と負担の頭打ちにすることで、激変緩和につなげます。

また、4人のお子さんを扶養している世帯の場合、全員が小学校以上となれば、子どもの均等割だけで9万8800円となってしまいます。しかし、発議による条例改正を活かせば、4万9400円分の負担が軽減になります。

以上をもちまして発議の提案理由説明を終わります。委員会でのご審議のうえ、可決いただきますようよろしくお願いいたします。